

令和 2 年度税制改正意見

国 税 庁

令和元年 11 月

令和 2 年度税制改正意見申入れについて

- 1 近年、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑・広域化、不正手口の巧妙化等により、ますます厳しくなっている。一方、国民の税制及び税務行政に対する関心は一段と高まるとともに、租税負担の公平確保に対する要請が一層強くなっている。

国税庁としては、従来から、このような諸情勢に対応するため、限られた職員数の下で、適正・公平な課税及び徴収の実現を目指すとともに、事務処理の効率化等に最大の努力を傾注してきたところである。

- 2 本年度においても、各国税局・税務署等の第一線における意見を踏まえた上、税務行政の簡素化・効率化、申告水準の維持向上等の観点から検討を行い、適正・公平かつ円滑な税務行政を行うため、税制上の措置が必要と認められる 23 項目を令和 2 年度税制改正意見として取りまとめた。

- 3 税制改正意見は、税務行政を取り巻く現在の厳しい環境の下において、国民の期待に応え、適正・公平かつ円滑な税務行政を確保するために必要な事項につき、税制所管部局に対し特段の理解を求めるとともに、その実現を強く申し入れるものである。

目 次

1 所得税法関係

項 目		関係法令	区分	担当課（部）	頁
1	源泉所得税に係る推定規定の創設	所法 222	新規	個人課税課 法人課税課	1
2	雑所得の適正課税の確保	所法 67、120⑥、232	新規	個人課税課	2
3	マイナポータルとの連携促進のための添付書類の見直し	所法 120、所令 262 等	新規	個人課税課 法人課税課 企画課 情報技術室	3
4	確定申告書の記載事項及び添付書類の簡素化	所規 47 の 2 ⑧、53	新規	個人課税課	4
5	国外不動産に係る不動産所得の適正化	措法 41 の 4、耐令 1～3 等	29、31	個人課税課 課税総括課	5

2 相続税法関係

項 目		関係法令	区分	担当課（部）	頁
6	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予に関する各種手続における決算書の提出不要化	措法 23 の 9 ④三 等	31	資産課税課	6
7	延納手続における決算書等の提出不要化	相法規 20②五	31	管理運営課	7
8	物納手続における決算書の提出不要化	相法規 22②六	31	管理運営課	8

3 間接税関係

項 目		関係法令	区分	担当課（部）	頁
9	居住用建物に係る仕入税額控除の見直し	消法 30、34、35	31	消費税室	9
10	酒類の製造・販売業免許等に係る事業承継手続の改正	酒法 7 ①、8、9 ①、19、酒令 12、13、14、18、酒規 7、7 の 2、7 の 3	新規	酒 税 課	10
11	酒税及びたばこ税等の輸出免税等に係る書類の提出省略	酒法 29、た法 14、揮法 15、石ガ法 11、石石法 11、租法 87 の 6 ②等	新規	酒 税 課 消費税室	12
12	酒類の製造・販売業免許等の申請に係る「住民票の写し」の添付省略	酒法 7 ①、8、9 ①、酒令 12、13、14、酒規 7、7 の 2、7 の 3	新規	酒 税 課	13
13	酒類の品目の例外表示の呼称の追加	酒法 3、酒類業組合法 86 の 5、酒類業組合令 8 の 3 ①④、酒類業組合法 11 の 5	新規	酒 税 課	14

4 国税通則法関係

項 目		関係法令	区分	担当課（部）	頁
14	除斥期間の終了間際になされた申告等に係る更正決定等の期間制限の見直し	通法 70、72、相法 36	新規	課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課 管理運営課 徴 収 課	15

15	テレビ会議システムを利用した口頭意見陳述の実施	通法 95 の 2	新規	国 税 不 服 審 判 所 審 理 室	16
----	-------------------------	-----------	----	---------------------------	----

5 国税徴収法関係

項 目		関係法令	区分	担当課 (部)	頁
16	不動産公売における暴力団員の買受け防止	徴法 101、108、113 等	新規	徴 収 課	17

6 国際課税関係

項 目		関係法令	区分	担当課 (部)	頁
17	外国子会社配当益金不算入又はそれに係る株式譲渡損の制限規定の創設	法法 23 の 2 等	31	調 査 課 法 人 課 税 課	18

7 その他

項 目		関係法令	区分	担当課 (部)	頁
18	国外財産調書に係る関連資料不提示の場合における加算税加重措置の拡充等	国送金法 6	新規	課 税 総 括 課 個 人 課 税 課 資 産 課 税 課	19
19	情報交換要請を契機とした除斥期間の延長	国送金法 70	新規	課 税 総 括 課 個 人 課 税 課 資 産 課 税 課 法 人 課 税 課 徴 収 課 調 査 課 国 際 業 務 課	20
20	法定調書の電子的提出方法の柔軟化	国才令 5 等	新規	課 税 総 括 課 情 報 技 術 室	21
21	準確定申告書を e-Tax で提出する場合の手続の簡素化	国才令 5 ①、長官告示	新規	個 人 課 税 課 情 報 技 術 室	22
22	ダイレクト納付の利用届出書及び口座振替依頼書のオンライン提出化	通法 34、34 の 2、通規 1 の 3、国才令 3、4、5、附則別表 (第三条関係)、国才令五条一項二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件	31	管 理 運 営 課 情 報 技 術 室	23
23	電子納税証明書の交付手段の拡充	通法 123、国才令 5、8、国才令五条一項二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件 等	新規	管 理 運 営 課 情 報 技 術 室	24

1	源泉所得税に係る推定規定の創設
関係法令	所法 222
改正意見	給与等の支給総額しか把握できない場合において、各月の給与等の金額を推定して源泉所得税を徴収できる措置を創設する。
理由	源泉徴収義務者が源泉徴収を行っていない場合には、税務署長は納税の告知を行うこととなるが、この納税の告知を行う場面において、給与等の支払金額が不明である場合には、税務署長は源泉所得税額が計算できないことから、納税の告知を行うことができない（課税できない）状況となっている。 本問題を解消するため、改正意見の措置を講じる必要がある。

2	雑所得の適正課税の確保
関係法令	所法 67、120⑥、232
改正意見	シェアリングエコノミーや副業等の所得を有する者（雑所得を生ずべき業務を行う者）の適正課税の確保等の観点から、次の見直しを行う。 ① 前々年の収入金額が 1,000 万円を超える者については、収支内訳書の提出を義務付ける。 ② 前々年の収入金額が 300 万円を超える者については、収入・経費に関する書類の保存を義務付ける。 ③ 前々年の収入金額が 300 万円以下の者については、現金主義によって収入・費用を計上できるようにする。
理由	スマートフォンの普及や働き方の多様化から、シェアリングエコノミーや副業等を行う者が増加してきており、国税庁においては、このような者の適正課税を図ることが喫緊の課題となっている。 現行制度においては、シェアリングエコノミーや副業等を行う者に、帳簿書類の作成保存の義務がないことから、行政指導や調査において、所得金額の適否の検証が十分にできないケースが存在する。他方で、このような所得を有する者に記帳まで求めることとした場合、納税者に過度な負担を強いることになると考えられる。所得金額の適否の検証を可能にするとともに、納税者の負担にも配慮する観点から、このような所得を有する者について改正意見の措置を講じる必要がある。 雑所得の収入及び費用については、発生主義で計上する必要がある、現金主義で計上することは認められていない。他方で、小規模な事業所得者については、発生主義による計上が困難である者も一定程度存在することから、法令上、収入及び費用を現金主義で計上することが認められている。 このような小規模な事業所得者への配慮については、雑所得を生ずべき業務を行う者についても必要であることから、改正意見にある措置を講じる必要がある。

3	マイナポータルとの連携促進のための添付書類の見直し
関係法令	所法 120、所令 262、319 等
改正意見	確定申告に係る添付書類について、次の見直しを行う。 ① 医療費控除の添付書類に審査支払機関が提供する医療費通知を追加する。 ② 医療費控除の添付書類に医療費通知に係るQR証明書を追加する。 ③ 電子申告をする者については、医療費通知も添付省略の対象とする。 ④ 寄附金控除の添付書類に、ふるさと納税仲介事業者が発行する一定の要件を満たす証明書を追加する。
理由	政府税制調査会においては、納税者の申告利便の向上の観点から、マイナポータルを活用して、確定申告に必要な情報を集約し、納税者が簡便に申告する方策を検討している。 現行制度においては、改正意見の書類について、確定申告書の添付書類とされておらず、また、添付書類とされているものであっても、電子データで添付することが認められていないことから、本施策を推進するためにも、改正意見の措置が必要である。

4	確定申告書の記載事項及び添付書類の簡素化
関係法令	所規 47 の 2 ⑧、53
改正意見	確定申告書及び源泉徴収税額等の明細書について、各種所得に係る収入金額の支払者が法人である場合には、「支払者の所在地」の記載に代えて、「支払者の法人番号」の記載を可能とする。
理由	確定申告書には、原則として、「収入金額」、「源泉徴収税額」、「支払者の名称」及び「支払者の所在地」などを記載するか、これらを記載した「源泉徴収税額等の明細書」を添付しなければならないこととされているが、支払者の特定の観点からは、「法人番号等」によって、特定することが可能である。 納税者の申告書記載事務の省力化の観点から、「法人番号」を記載した場合には、「支払者の所在地」の記載を要しなくする必要がある。

5	国外不動産に係る不動産所得の適正化
関係法令	措法 41 の 4、耐令 1～3 等
改正意見	国外に存する不動産（国外不動産）に係る不動産所得について適正化を図る。
理由	現在、海外の本社や親会社等に所属し、転勤等の理由で日本に派遣されている社員は多数存するところ、これらの者の申告において、国外不動産の賃貸によって生じた多額の減価償却費により不動産所得に損失が生じたとして、当該損失を給与所得等と損益通算し、多額の還付を受けている事例が散見される（具体的には、海外で高額な中古不動産を取得・賃貸した上で、中古資産に係る耐用年数を簡便法を適用することで極端に短くし、短年で多額の減価償却を計上しているものである。）。 多額の減価償却費を計上したとしても、日本の居住者である期間中に当該不動産を譲渡する場合、譲渡収入から差し引く取得費からは減価償却費累計額が控除されるため、結果として譲渡所得が増加することとなるが、その譲渡が非居住者である期間中に行われる場合には、日本で課税する機会を失うことになる。 このような事例は、外国人に限定されず、日本人が国外不動産を取得・賃貸し、国外に転出した上で当該不動産を譲渡するような場面でも起こりうるものである。 このような状況を踏まえ、国外不動産に係る不動産所得について適正化を図る必要がある。

6	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予に関する各種手続における決算書の提出不要化
関係法令	措規 23 の 9 ㉔三、23 の 10㉔四、23 の 12 の 2 ㉔三、23 の 12 の 3 ㉔四、23 の 9 ㉔四、23 の 10㉔四、23 の 9 ㉔四、23 の 10㉔四、23 の 12 の 2 ㉔四、23 の 12 の 3 ㉔四、23 の 12 の 2 ㉔、23 の 12 の 3 ㉔、23 の 12 の 2 ㉔三、23 の 12 の 3 ㉔三、23 の 12 の 2 ㉔二、23 の 12 の 3 ㉔二、23 の 8 の 8 ㉔四、23 の 8 の 9 ㉔四
改正意見	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予に関する以下の手続において提出しなければならない決算書について、部内で決算書情報を確認することができる場合には、その提出を要しないこととする。 ・非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（一般措置） ・非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（特例措置） ・贈与税・相続税の非上場株式等についての納税猶予の継続届出（一般措置） ・贈与税・相続税の非上場株式等についての納税猶予の免除届出（死亡免除）（一般措置） ・贈与税・相続税の非上場株式等についての納税猶予の免除届出（贈与による免除）（一般措置） ・贈与税・相続税の非上場株式等についての納税猶予の継続届出（特例措置） ・贈与税・相続税の非上場株式等についての納税猶予の免除届出（死亡免除）（特例措置） ・贈与税・相続税の非上場株式等についての納税猶予の免除届出（贈与による免除）（特例措置） ・贈与税・相続税の非上場株式等についての納税猶予の追加免除（特例措置） ・贈与税・相続税の非上場株式等についての納税猶予の差額免除（特例措置） ・個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出
理由	デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップの 3 原則に沿い、行政サービスの 100%デジタル化を実現するとされている。 既に行政機関が保有している情報については、添付書類の必要性の精査や行政機関間の情報連携等によって添付書類の提出を省略することで、ワンスオンリーの実現を目指すこととされている。 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（一般措置）及び贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）手続においては、特例の適用要件を満たしているか確認する観点から、（特例）認定（贈与）承継会社の決算書の提出を求めている。当該決算書が提出されている場合には、部内で決算書情報を確認することができることから、納税者の利便性向上のため、ワンスオンリーの原則に沿い、決算書の提出を省略すべきである。

7	延納手続における決算書等の提出不要化
関係法令	相続税法施行規則第 20 条第 2 項第 5 号
改正意見	延納手続（相続税、贈与税及び物納撤回に係る延納許可。以下同じ。）において提出しなければならない決算書等について、部内で決算書情報を確認することができる場合には、その提出を要しないこととする。
理由	デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップの 3 原則に沿い、行政サービスの 100% デジタル化を実現するとされている。 既に行政機関が保有している情報については、添付書類の必要性の精査や行政機関間の情報連携等によって添付書類の提出を省略することで、ワンスオンリーの実現を目指すこととされている。 延納手続においては、延納担保が保証人である場合に、当該保証人の資力調査を行う必要があるため、決算書や源泉徴収票など収入の状況を確認することができる書類の提出を求めている。所得税の確定申告書が提出されている場合には、部内で決算書情報を確認することができることから、納税者の利便性向上のため、ワンスオンリーの原則に沿い、決算書等の提出を省略すべきである。

8	物納手続における決算書の提出不要化
関係法令	相続税法施行規則第 22 条第 2 項第 6 号
改正意見	物納手続（特定物納及び物納財産の変更（旧法）に係るものを含む。以下同じ。）において提出しなければならない決算書について、部内で決算書情報を確認することができる場合には、その提出を要しないこととする。
理由	デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップの 3 原則に沿い、行政サービスの 100% デジタル化を実現するとされている。 既に行政機関が保有している情報については、添付書類の必要性の精査や行政機関間の情報連携等によって添付書類の提出を省略することで、ワンスオンリーの実現を目指すこととされている。 物納手続においては、物納申請財産が非上場株式である場合に、当該株式の評価を行う必要があるため、非上場株式に係る法人の決算書の提出を求めている。自署に法人税の確定申告書が提出されている場合には、部内で決算書情報を確認することができることから、納税者の利便性向上のため、ワンスオンリーの原則に沿い、決算書の提出を省略すべきである。

9	居住用建物に係る仕入税額控除の見直し
関係法令	消法 30、34、35
改正意見	非課税売上げである住宅の用に供する居住用建物については、現行の消費税法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定による仕入税額控除の方法によらず、原則として仕入税額控除はできないこととするなど、より精緻な仕入税額控除の方法とする。
理由	住宅の貸付けを行う事業者が居住用建物を取得し、当該建物に係る課税仕入れを行った場合において、本来は仕入税額控除の対象とならない居住用建物に係る課税仕入れであったとしても、当該課税仕入れを行った課税期間の課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下であれば、当該建物の課税仕入れに係る消費税額の全額が控除できる。 この点、建物等取得後に課税売上割合が著しく変動した場合には、事後的に仕入控除税額を調整することとされており、また、建物等取得後 2 年間は事業者免税点制度を制限することとされている。 しかしながら、市場で取引可能な高額資産の売買を繰り返し、意図的に課税売上割合を増加させることにより、仕入控除税額の調整規定が働かないようにすることが可能であり、このような取引を行うことにより還付を受けている事例が生じている。 このように、本来、仕入税額控除の対象とならない居住用建物に係る課税仕入れについて、取引相場の比較的安定した高額資産の反復売買を行うことにより生じた売上額を基に仕入控除税額を計算することは、その事業実態及び課税資産の譲渡等に対応する課税仕入れについて控除するとの仕入税額控除制度の趣旨からも適切ではないと考えられる。 したがって、居住用建物については、より精緻な仕入税額控除の方法を適用することとし、過大な仕入税額控除を防ぐこととする。

10	酒類の製造・販売業免許等に係る事業承継手続の改正
関係法令	酒法7①、8、9①、19、酒令12、13、14、18、酒規7、7の2、7の3
改正意見	現在、酒税法第19条の規定により相続人が申告した場合、被相続人が受けていた免許を受けたものとみなされるところ、以下の場合については同条の規定の適用を受けることはできない。 ① 民法上の相続順位にこだわらず、孫、兄弟等が事業を承継する場合 ② 生前承継（先代存命時）する場合 ③ 従業員等の親族外へ承継する場合 したがって、これらの場合にも相続の場合と同様に、簡易な手続により免許付与を可能とする。
理由	経済団体からは、個人事業主の高齢化が進む中で早期の事業承継は喫緊の課題となっており、個人事業主の事業承継時の手続については、相続の場合は簡素な申告で免許を受けたものとみなされるのに対し、いわゆる生前贈与を含む事業譲渡の場合には、後継者が新規に免許を取得し直さなければならないという差異が生じており、事業者の負担となっているとして、事業承継時の手続を相続の場合と同様に簡素化することを求める要望が、規制改革推進会議行政手続部会に対し寄せられている。 当該項目については、規制改革推進会議行政手続部会において、小売の販売業免許を中心に議論がなされ、個人事業主の事業承継時の手続に関し、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも簡素な手続で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講じるよう求められているところ、酒類業を所管する国税庁としても、酒類業者の円滑な事業承継は、酒類業の健全な発達に資するものと考えており、事業承継手続の簡素化に向けた法令改正が必要である。 （参考）行政手続部会第5次答申（個人事業主の事業承継時の手続簡素化） <基本的考え方> 個人事業主の高齢化が進む中で、早期の事業承継は喫緊の課題となっている（70代以上の経営者が80万人を超えており、その6割以上が事業承継を希望している）。 現状、個人事業主の事業承継時の手続については、相続の場合は簡素な届出で許認可等が承継できるのに対し、いわゆる生前贈与を含む事業譲渡の場合には、後継者が新規に許認可等を取得し直さなければならないという不合理な差異が生じているなどの手続上の問題があり、事業者の負担となっている。 こうした現状に対し、経済団体からは、酒小売業、クリーニング業、建設業、飲食店等の食品衛生法に定める34業種、旅館業、理・美容業（これら業種で個人事業主全体

	の42%を占める)について、事業承継時の手続を相続の場合と同様に簡素化することを求める要望が寄せられている。 規制所管府省は、個人事業主の早期の事業承継が喫緊の課題となっている点を認識の上、以下の措置を積極的に講じるべきである。 ＜実施事項＞ a 規制所管府省は、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講じる。 b (省略)
--	---

11	酒税及びたばこ税等の輸出免税等に係る書類の提出省略
関係法令	酒法 29、た法 14、揮法 15、石ガ法 11、石石法 11、租法 87 の 6②等
改正意見	輸出する目的で、酒類又は製造たばこ等をその製造場等から移出する場合には、当該移出にかかる酒税又はたばこ税等は免除されるが、その要件として、期限内に提出する納税申告書に、当該酒類又は製造たばこ等が輸出されたことについての明細を記載した書類を添付することとされている。 酒税法及びたばこ税法等の改正により、当該書類の提出を要件から外し、製造場等で当該書類が保管されていれば輸出免税の規定の適用を受けられることとする。 また、輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税についても、同様に、明細を記載した書類の提出省略を図る。
理由	酒税法又はたばこ税法等は、輸出する酒類又は製造たばこ等に対しては、酒税又はたばこ税等を免除することとしており、その要件として、期限内に提出される納税申告書に、当該酒類又は製造たばこ等が輸出されたことについての明細を記載した書類を添付することとされている。 近年、政府全体として、酒類を含む農林水産物の輸出促進に積極的に取り組んでいるところ、日本産酒類は国際的なコンクールで受賞するなど、世界的な評価が高まっており、日本産酒類の輸出金額は、平成 30 年は約 618 億円（対前年比 113.4%）と、7 年連続で過去最高を記録するなど、今後も日本産酒類の輸出の拡大が見込まれるところである。 このような中、酒類製造者においては、輸出免税の適用を受けるため、「酒類が輸出のため航空機等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等」に基づき、「酒類が輸出されたことについての明細を記載した書類」を作成し、これを期限内に提出する納税申告書に添付しなければならないという負担が生じている。 よって、これまで酒類製造者が作成する必要があった「酒類が輸出されたことについての明細を記載した書類」の提出を輸出免税の要件から外し、「酒類が輸出のため航空機等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等」を製造場において保管していれば輸出免税の規定の適用を受けられるようにするほか、たばこ税、揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税についても同様の措置を講じ、納税者利便の向上を図る。 また、輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税についても、輸出免税と同様に、「明細を記載した書類」の提出省略を図る。 なお、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、政府全体として添付書類の撤廃に向けた取組を行っているところであり、輸出免税に係る書類の提出省略についても、これに資するものであると考える。

12	酒類の製造・販売業免許等の申請に係る「住民票の写し」の添付省略
関係法令	酒法7①、8、9①、酒令12、13、14、酒規7、7の2、7の3
改正意見	免許申請（①酒類の製造免許、②酒母等の製造免許及び③酒類の販売業免許）に際しては、本人確認等のため、酒税法に基づき「住民票の写し」を添付する必要がある。 酒税法施行規則改正により、当該書類の提出を不要とする。
理由	デジタル・ガバメント実行計画（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップの3原則に沿い、行政サービスの100%デジタル化を実現するとされている。 既に行政機関が保有している情報については、添付書類の必要性の精査や行政機関間の情報連携等によって添付書類の提出を省略することとされている。 現在、免許申請に際して、本人確認等のため、酒税法施行規則に基づき「住民票の写し」の添付を求めているところ、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を活用することにより、「住民票の写し」の添付がなくても免許事務に差し支えないため、「住民票の写し」の提出を不要とする。 （参考） 住基ネットを活用して情報連携を行うことができる事務については、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）で規定されているところ、「酒税法における免許事務」は住基法に規定されておらず、住基ネットの活用ができない状況にあった。 しかし、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年5月31日公布）により、住基法が改正され、住基ネットを活用して情報連携を行うことができる事務に「酒税法における免許事務」が追加されることとなった（令和3年1月1日施行）。 よって、免許事務において住基ネットを活用できる環境は整っており、令和3年1月1日以降は「住民票の写し」の添付がなくても免許事務に差し支えない。

13	酒類の品目の例外表示の呼称の追加
関係法令	酒法 3、酒類業組合法 86 の 5、酒類業組合令 8 の 3①、④、酒類業組合规 11 の 5
改正意見	酒類の品目の名称以外に、一般に慣熟した呼称（泡盛等）を追加する。
理由	現行の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第 8 条の 3 第 4 項において、一般に慣熟した呼称がある酒類については、品目の名称に代えて当該呼称を使用することができる」と定められている。 「泡盛」は、一般に慣熟した呼称と認められ、その特徴も呼称と同様に一般に浸透しており、例外表示を行うことは納税者の利便性の向上（商品選択に資する情報の提供）に資すると考えられることから、酒類の品目の例外表示の呼称として追加する。

14	除斥期間の終了間際になされた申告等に係る更正決定等の期間制限の見直し
関係法令	通法 70、72、相法 36
改正意見	除斥期間の終了間際になされた更正の請求に係る本税の更正及び加算税の賦課決定については、その請求の日から六月までできる（通法 70③）。 一方で、除斥期間の終了間際になされた修正申告等に係る加算税の賦課決定については、同様な特例が設けられておらず、修正申告書等の提出を意図的に期限間際に行う等のケースに加算税を課することができない。 そこで、こうした特例の措置を要望する。 （注） 上記要望に伴い、通法 72（徴収権の消滅時効）の改正も必要となる。
理由	本税に係る更正決定等の除斥期間は、その納税義務の成立の日（法定申告期限）から 5 年間（贈与税については 6 年間）とされており（通法 70①一、相法 36①）、加算税を賦課できる期間も本税の除斥期間と一致している（通法 70①三）。 このため、期限後申告書が除斥期間終了間際に提出された場合、無申告加算税に係る賦課決定要件を充足しているにも関わらず、申告書の内容を確認する時間すら確保できないことから、結果的に無申告加算税を賦課できない事案が発生しているところ。また、調査における加算税の賦課などについても同様のケースが考えられる。 このような事案に対応するため、除斥期間終了間際に修正申告書等が提出された場合には、適正課税の維持や早期に自発的申告を行った者との公平性の観点から、更正決定等の除斥期間終了間際に提出された更正の請求に係る更正等処分の特例（通法 70③）と同様の法令改正を行うべきと考える。

15	テレビ会議システムを利用した口頭意見陳述の実施
関係法令	通法 84、95 の 2
改正意見	国税に関する法律に基づく処分についての不服申立てにおける口頭意見陳述について、映像と音声の送受信による通話の方法（いわゆるテレビ会議システム）により実施することができるよう国税通則法施行令及び国税通則法施行規則に規定を新設する。
理由	平成 26 年法律第 68 号により全文改正された行政不服審査法第 31 条（口頭意見陳述）に規定する口頭意見陳述については、「審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせる」旨規定しつつ、行政不服審査法施行令第 8 条（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）において、「審理員は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理を行うことができる。」旨規定し、いわゆるテレビ会議システムを利用する方法によって口頭意見陳述を行うことができることとされている。 また、裁判所においては、民事訴訟における当事者本人や証人の尋問を行う期日、争点整理手続期日などにおいて、既にテレビ会議システムが利用されており、さらに、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を受けて、裁判手続等の IT 化が検討され、ウェブ会議を利用した争点整理などの具体的な検討が進められている。 しかしながら、現行の国税通則法においては、行政不服審査法施行令第 8 条に相当する規定が置かれていないことから、テレビ会議システムを利用した口頭意見陳述を実施することはできない。 そこで、遠隔地に居住している再調査の請求人や審査請求人等の出頭の負担を軽減する観点、日程調整が困難な代理人等の利便の観点などから、国税に関する不服申立てにおける口頭意見陳述においても、テレビ会議システム（いずれはウェブ会議システム）を活用することができるよう規定を整備する必要がある。 なお、いずれウェブ会議による裁判手続が導入された場合には、代理人となる弁護士や行政事件の当事者である国もウェブ会議システムを利用することとなるため、訴訟の前段階である不服申立てにおいてもウェブ会議システムの導入を要望されることも想定される。

16	不動産公売における暴力団員の買受け防止
関係法令	徴法 101、108、113 等
改正意見	不動産公売において、暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）若しくは暴力団員等が役員である法人又はこれらの者の指示に基づき買受けの申出をする者が買受人となることを制限するため、以下の規定を整備する。 ① 入札に当たり、入札をする者が暴力団員等に該当しないこと等を陳述 ② 虚偽の陳述に対する罰則 ③ 最高価申込者等が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会（警察への照会のため、買受けの申出をしようとする者に対して、氏名、生年月日等の提供を求めることができることとする。） ④ 警察からの回答までに時間を要する場合があることを踏まえ、売却決定までの期間（公売期日等から1週間）の延長 ⑤ 最高価申込者等が暴力団員等に該当することが認められた場合は最高価申込者等の決定の取消し 等
理由	公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、民間の不動産取引でも暴力団排除の取組が進展している。 さらに、不動産競売や公売に対して、暴力団員による買受けを防止する方策について検討することが求められている（「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月閣議決定））。 このような中、暴力団排除の一環として、暴力団への不動産の供給源を断つといった観点から、不動産競売について、暴力団員の買受け防止の方策等が盛り込まれた民事執行法改正法が令和元年5月に成立した（改正法の公布日から1年以内に施行）。 国税徴収法による公売においても、暴力団員であることのみを理由として不動産の買受けを制限することができないため、民事執行法の改正と同様、暴力団員の買受け防止のための規定を整備する必要がある。 （参考） 民事執行法の主な改正内容 ① 暴力団員等に該当しないこと等を陳述（新民事執行法 65 条の2） ② 虚偽の陳述には刑事罰（6 か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）による制裁（新民事執行法213条） ③ 最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会（新民事執行法 68 条の4）（買受け申出をしようとする者による警察への調査嘱託に必要な事項（氏名、生年月日等）の明示及び回答までに時間を要する場合があることを踏まえ売却許可までの期間（開札期日から1週間以内）の延長をできるようにするため、民事執行規則の改正が予定されている。） ④ 暴力団員等に該当すること等が認められれば売却不許可決定（新民事執行法 71 条）

17	外国子会社配当益金不算入又はそれに係る株式譲渡損の制限規定の創設
関係法令	法法 23 の 2 ほか
改正意見	内国法人が外国子会社から受ける配当等の額（みなし配当の額を含む。）は、外国子会社配当益金不算入制度により 95% が益金不算入とされている（法法 23 の 2）。 上記の制度の適用及びその配当等を受けた株式を譲渡した際に生じる譲渡損を組み合わせた租税回避等を制限する規定を設ける。
理由	近年、内国法人が外国法人を買収し、その買収後に、内国法人が取得したその外国子会社について、組織再編などを行うケースが増加している。これらの再編などの一環として、取得した外国法人の株式を譲渡・整理等する場合において、外国子会社配当益金不算入制度の対象となる配当が生じるとともに、その制度の適用を受けた株式に係る譲渡損が生じる場合などがある。 外国子会社配当益金不算入制度は、海外の子会社が獲得した利益の国内還流について、企業の配当政策の決定に対する税制の中立性の観点及び適切な二重課税の排除のため導入された制度であり、その適用対象は、利益の配当、現物分配、みなし配当と多岐にわたっている。 一方で、次の①及び②のように、外国子会社配当益金不算入制度の適用及びその配当を受けた株式を譲渡した際に生じる譲渡損を組み合わせた租税回避に用いられる場合や、③のように二重課税排除の必要がない場合の適用も見受けられる。 これらについて、外国子会社配当益金不算入又はそれに係る株式譲渡損の制限規定の創設を行う。 ① 内国法人が外国関係会社から受けた現物分配について外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けるとともに、その現物分配により価値の減少した外国関係会社の株式の譲渡において生じる譲渡損 ② 内国法人が買収した外国法人に対して自己株式を譲渡する際に生じるみなし配当について外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けるとともに、その自己株式の譲渡に係る譲渡損 ③ [REDACTED]

18	国外財産調書に係る関連資料不提示の場合における加算税加重措置の拡充等
関係法令	国外送金等調書法 6 条
改正意見	1 加算税の特例について、現行制度を基本としつつ、納税者が、税務調査時の当局の求めに応じ、関連資料（外国銀行の預金口座明細等）を指定された期限までに正当な理由なく提示・提出しない場合には、加算税の割合を加重（軽減不適用）する。 2 （上記 1 に加え、）調書不提出・記載不備の場合の加算税加重措置（関連資料を提示・提出しない場合の更なる加重を含む。）について、相続税も対象とする。
理由	近年、いわゆるパナマ文書の公開や B E P S に関する議論等を受け、富裕層による海外投資や多国籍企業の事業活動等に対する適正課税の確保について、国民の関心が高まっている。そうした中、国外財産調書制度や C R S（共通報告基準）に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換など、税務当局が海外への悪質な資産隠し等の端緒を把握する仕組みについては、順次整備が進められてきた。一方、それらの分野における適正課税を確保するためには、実際に税務調査を実施し、複雑な取引の実態を解明することが不可欠である。 この点、日本の税務調査（質問検査権の行使）は、従来、相手方の理解と協力を得て、その承諾の下に行うことが基本とされており、また、裁判上、課税処分 of 立証責任は一般的に課税庁側にあるとされているが、中には自己に不利益な情報を意図的に開示しない納税者も存在する。特に国外において行われた取引等については、執行管轄権の制約上、税務当局が直接現地に赴いて事実関係を確認することが困難である。納税者から必要な情報が得られない場合、外国税務当局に対して情報交換要請を行うこともできるが、その性質上、情報入手に要する時間は相手国当局の執行に左右されるため、更正・決定の期間制限内に十分な情報が得られないという場合もある。 納税者による悪質な情報秘匿により適正な税負担を免れることがあれば、誠実に納税を行っている国民からの税制への信頼を損ないかねない。適正かつ公平な課税を実現するため、納税者に対して国外取引等に係る情報の適切な開示を促すための方策を検討する必要がある。

19	情報交換要請を契機とした除斥期間の延長
関係法令	国税通則法第 70 条 等
改正意見	納税者が税務調査時の当局の求めに応じて国外取引に係る関連資料を指定された期限までに正当な理由なく提示・提出せず、外国税務当局に対して情報交換要請が行われた場合には、当該情報交換要請から 3 年は、外国税務当局から得た資料に照らして非違が認められる事項に関して更正・決定を行うことができることとする（後発的事由による特例を追加）。
理由	近年、いわゆるパナマ文書の公開や B E P S に関する議論等を受け、富裕層による海外投資や多国籍企業の事業活動等に対する適正課税の確保について、国民の関心が高まっている。そうした中、国外財産調書制度や C R S（共通報告基準）に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換など、税務当局が海外への悪質な資産隠し等の端緒を把握する仕組みについては、順次整備が進められてきた。一方、それらの分野における適正課税を確保するためには、実際に税務調査を実施し、複雑な取引の実態を解明することが不可欠である。 この点、日本の税務調査（質問検査権の行使）は、従来、相手方の理解と協力を得て、その承諾の下に行うことが基本とされており、また、裁判上、課税処分 of 立証責任は一般的に課税庁側にあるとされているが、中には自己に不利益な情報を意図的に開示しない納税者も存在する。特に国外において行われた取引等については、執行管轄権の制約上、税務当局が直接現地に赴いて事実関係を確認することが困難である。納税者から必要な情報が得られない場合、外国税務当局に対して情報交換要請を行うこともできるが、その性質上、情報入手に要する時間は相手国当局の執行に左右されるため、更正・決定の期間制限内に十分な情報が得られないという場合もある。 納税者による悪質な情報秘匿により適正な税負担を免れることがあれば、誠実に納税を行っている国民からの税制への信頼を損ないかねない。適正かつ公平な課税を実現するため、納税者に対して国外取引等に係る情報の適切な開示を促すための方策を検討する必要がある。

20	法定調書の電子的提出方法の柔軟化
関係法令	オン化省令5、長官告示
改正意見	法定調書の電子的提出方法については、e-Tax（XML形式）と光ディスク等（CSV形式）があるところ、納税者利便性の向上、国税当局における事務の簡素化に鑑み、新たな提出方法として、e-Tax（CSV形式）による提出ができるようにする。
理由	法定調書の提出方法については、書面によるほか、e-Tax と光ディスク等による方法が認められている。 法定調書の e-Tax 提出については、平成 30 年 4 月 27 日号外国税庁告示第 14 号においてファイル形式が XML 形式とされており、汎用ソフトでの作成が困難であることから、法定調書の提出義務者は、e-Tax による提出ではなく、書面や光ディスク等による提出を行う傾向にある。 しかし、e-Tax による提出は、書面や光ディスク等による提出と異なり、提出義務者側において、①送信した事績の確認が可能であり、②郵送コストや紛失リスクがなく、また、税務署側において、①受付がオンラインで完結するため早期処理が可能であり、②書面や光ディスク等の搬送コストが不要であることから、提出義務者の利便性向上及び税務署側の事務の簡素化、行政コストの削減につながる事となる。 そこで、法定調書の提出方法に、CSV形式での e-Tax による提出方法を追加することで、法定調書の e-Tax の利用の増加につながるものと考えられる。（一案としては、オン化省令第5条第3項等の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式（平成 30 年 4 月 27 日号外国税庁告示第 14 号）に申請・届出のうち法定調書について CSV 形式を追加することが考えられる。）

21	準確定申告書を e-Tax で提出する場合の手続の簡素化
関係法令	オン化省令 5 ①、長官告示
改正意見	準確定申告を e-Tax で提出する場合の電子署名及び電子証明書について、申請者以外の相続人に係る電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。
理由	平成30年度税制改正においては、給与所得控除から基礎控除への控除額の振替と併せ、65万円の青色申告特別控除について、 ① e-Tax により申告書・青色決算書等を提出する場合 ② 電子帳簿保存法に基づき帳簿を作成する場合 に限り適用するとされたところ（令和2年分の所得税から適用）。 オン化省令においては、e-Tax により申請等を行う者は、識別符号及び暗証番号を入力して、申請等の情報に「申請者の電子署名」を行い、当該電子署名に係る電子証明書等と併せてこれらを送信することにより、申請等を行わなければならないとされている（オン化省令 5 ①）、 準確定申告書については、所得税法上、「相続人が二人以上いる場合には、原則として、各相続人が連署による一の書面で提出しなければならない」とされていることから、その申請者は各相続人であると解され、準確定申告を e-Tax で行う場合には、オン化省令上、各相続人の電子署名及び電子証明書が必要になると解される。 このような現行法令の下では、相続人が複数いることで準確定申告書を e-Tax で送信することができず、結果として65万円の青色申告特別控除の適用を受けることのできない納税者が発生するおそれがあることから、申請者以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととし、このような事態を回避する必要がある。 なお、申請者以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととした場合、ある相続人が他の相続人の承認を経ずに準確定申告を行うことも可能となることから、準確定申告の e-Tax においては、各相続人が記名・押印した「確認書」の書面又はイメージデータの提出を求めることとする。

22	ダイレクト納付の利用届出書及び口座振替依頼書のオンライン提出化
関係法令	通法 34、34 の 2、通規 1 の 3、国オ令 3、4、5、附則別表（第三条関係）、国オ令五條一項二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件
改正意見	ダイレクト納付又は口座振替の利用に当たっては、事前にダイレクト納付利用届出書又は納付書送付依頼書（以下、「届出書等」という）を作成し、所轄の税務署を経由して利用する金融機関に提出しているが、当該届出書等は金融機関の届出印を押印する必要があるため、書面提出に限定している。 他方で、民間や他の地公体では、収納機関や金融機関に対する口座振替の申し込みをインターネット上で行えるサービスも提供されており、当庁においても、届出書等の（電子署名を要さない）オンライン提出を可能とすることで、納税者利便の向上及び事務処理の効率化を図る。
理由	ダイレクト納付は、e-Tax を利用して電子申告・徴収高計算書データを送信した後、引き続き e-Tax の画面上で簡易な操作により、即時又は指定した期日に届出済の預貯金口座から振替により納付する方法であり、納税者利便の高い電子手続である。 また、口座振替は、税務署へ依頼書を提出することで、本人名義の預貯金口座からの口座引落しにより、国税を納付する方法であり、この口座振替も納税者利便の高い納付手続である。 しかしながら、利用するに当たっては、事前に、届出書等を提出する必要がある、その提出方法が書面に限定されている。 そのため、当該届出書等の提出について、デジタルファースト原則の下、オンラインでの提出を可能とすることで、以下のとおり納税者利便の向上及び事務処理の効率化を図る。 ① 納税者、税務署及び金融機関間での情報連携がスピーディーとなることで、納税者がダイレクト納付を利用可能となるまでの期間が短縮される（現状は、当該届出書等を税務署へ提出してから利用可能となるまで約 1 か月程度の期間を要する。）。 ② 税務署及び金融機関間で届出書等の送付を行う必要がなくなることで、双方で発送コストや人件費の削減が見込まれる。

23	電子納税証明書の交付手段の拡充
関係法令	通法 123、国オ令 5、8、国オ令五条一項二号に規定する国税庁長官が定める者を定める 件 等
改正意見	1 税理士等による代理請求・代理受領 代理人による納税証明書の電子手続については、現在、代理請求のみが可能であり、代理受領ができない状況にあることから、請求時に委任状の添付が可能となるよう e-Tax システム等の改修を行い、代理人が請求から受領までの一連の手続を可能とすることで、納税者の利便向上を図る。 2 偽造防止を施した電子納税証明書の発行 e-Tax システム等に偽造防止（QRコード等）を施した電子納税証明書を発行する機能を追加し、電子納税証明書を書面で出力した場合においても、有効な納税証明書（提出先で偽造の有無を確認）として取り扱われるようシステムの改修を行うことで、納税者利便を向上させる。
理由	1 税理士等による代理請求・代理受領 代理人による納税証明書の電子手続については、現在、代理請求のみが可能となっており、代理受領ができない状況にあることから、税理士等の代理人が納税証明書の代理請求を行った場合でも、納税者本人が納税証明書の発行手数料を電子納付し、納税者のメッセージボックスから電子納税証明書をダウンロードする必要がある。 そこで、電子請求時に委任状の添付が可能となるよう e-Tax システム等の改修を行うことで、納税証明書の電子請求から受領までの一連の手続を代理人が可能とし、以下のとおり納税者の利便向上を図る。 ① 普段 e-Tax システムの操作に馴染みがない納税者であっても、委任状を作成することで、税理士等の受任者に電子納税証明書の請求から受領までを依頼できる。 ② 納税証明書の電子請求を行うことで、税務署に来署する必要がなく、書面（400 円）より安価（370 円）な価格で電子納税証明書を取得することができる。 2 偽造防止（QRコード等）を施した電子納税証明書の発行 電子納税証明書の主な受入先である金融機関に電子納税証明書の受入状況についてヒアリングを実施したところ、融資等の場面で納税証明書の提出を依頼しているケースもあるが、その際、納税証明書のほかに住民票や登記事項証明書等を併せて提出させている。また、税務署の納税証明書だけが電子化されても、電子と書面の書類があることでかえって事務が煩雑になるとの申出があった。金融機関の意見を踏まえ、偽造防止（QRコード等）を施した電子納税証明書を発行する機能を追加することにより、電子納税証明書を書面で出力した場合においても、有効な納税証明書（提出先で偽造の有無を確認）として取り扱われるようシステムの改修を行うことで、納税者及び電子納税証明書の受入先での利便性を向上させる。